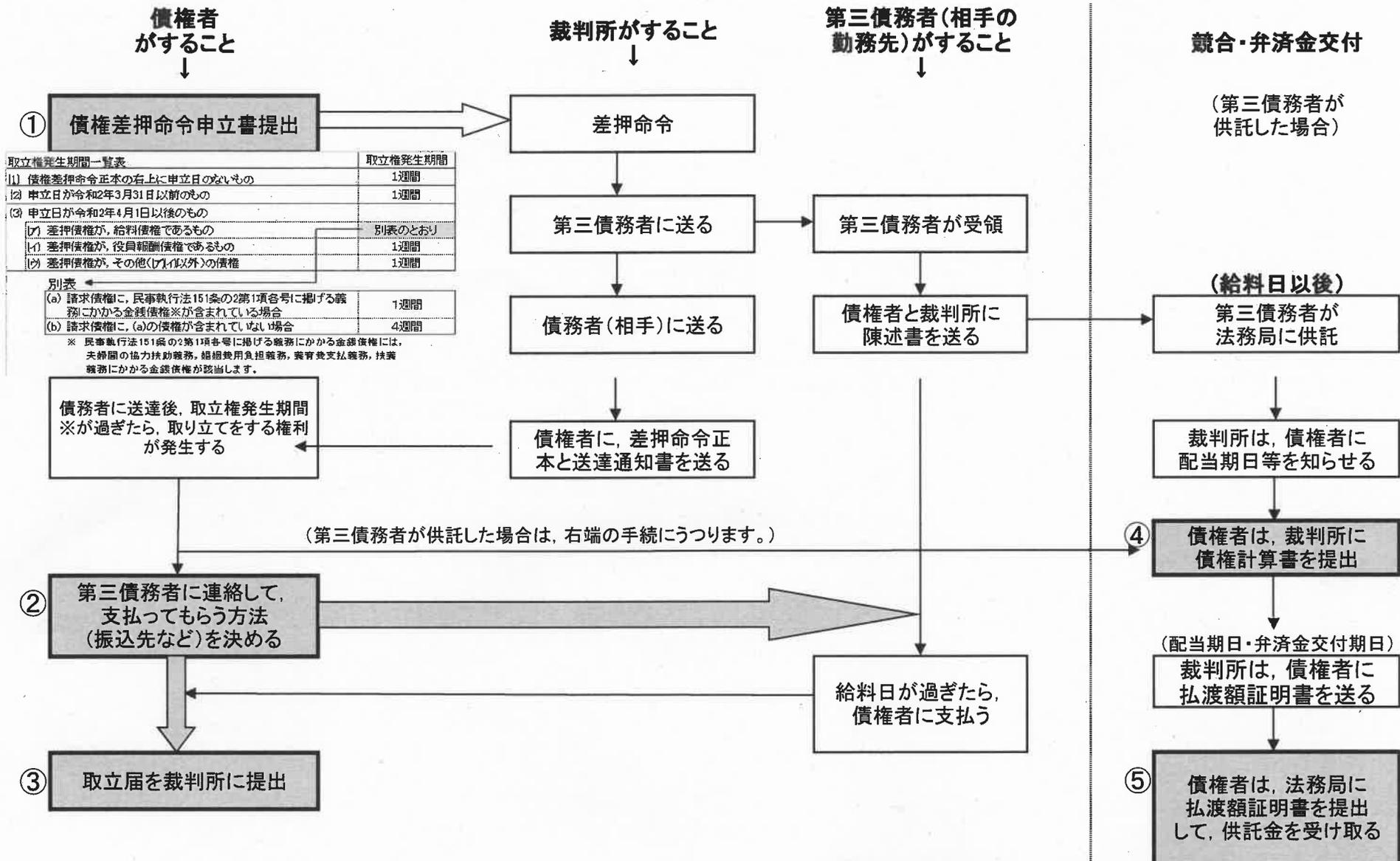


【給料差押えの場合】



取立権発生期間一覧表	取立権発生期間
1) 債権差押命令正本の右上に申立日のないもの	1週間
2) 申立日が令和2年3月31日以前のもの	1週間
3) 申立日が令和2年4月1日以後のもの	
ア) 差押債権が、給料債権であるもの	別表のとおり
イ) 差押債権が、役員報酬債権であるもの	1週間
ロ) 差押債権が、その他(ア以外)の債権	1週間

別表	取立権発生期間
(a) 請求債権に、民事執行法151条の2第1項各号に掲げる義務にかかる金銭債権※が含まれている場合	1週間
(b) 請求債権に、(a)の債権が含まれていない場合	4週間

※ 民事執行法151条の2第1項各号に掲げる義務にかかる金銭債権には、夫婦間の協力扶助義務、組組費用負担義務、養育費支払義務、扶養義務にかかる金銭債権が該当します。

◎差し押さえるべき債権が存在しなかった場合や途中で消滅した場合、債務者と示談が成立するなどして差押が必要なくなった場合には、差押命令申立ての取下げをしてください。